慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | スウエーデン裁判官規則について：裁判官規則の印刷 |
| Sub Title | "Domarreglerna" of Sweden : first printing |
| Author | 坂田, 仁(Sakata, Jin) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2010 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.4 (2010. 4) ,p.111- 131 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100428-0111 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

# スウェーデン裁判官規則について

## ——裁判官規則の印刷——

坂田　仁

はじめに
一　エリクス・シュロデールス
二　ヨーハン・シュロデールス
三　裁判の無秩序
四　裁判所の無秩序の著者について
五　裁判の無秩序と裁判官規則との関わり
結　語

本稿で使用する略語は左記の通り。

ES　Ericus Benedicti Schroderus

JS　Johan Skyttte, Johan Bengtsson Schroderus

KrLL　Kristofers landslag（クリストファー農村法典）

MELL　Magnus Erikssons landslag（マグヌス・エリクソン農村法典）

MEStL　Magnus Erikssons stadslag（マグヌス・エリクソン都市法典）

## はじめに

スウェーデン王国法典に付されている裁判官規則（以下規則と略す。）について筆者は翻訳と紹介とを試みている。[1] その紹介の中で触れた裁判官規則の印刷者シュロデールス[2]について調べたところを、スウェーデン裁判官規則㈡として、本稿では述べる。

## 一　エリクス・シュロデールス

規則が初めて印刷されたのは一六一六年のことであるとされている。[3] これを印刷したのは、エリクス・シュロデールス（ＥＳ）[4]で、筆者が前稿注(10)に記載したシュッテ（ＪＳ）[5]の実兄である。ともにニューチェピンの市参事[6]であったスクレッダレを父とし、アンデシュドッテルを母としている。[7]

ＥＳの没年は一六四七年であるが、生年は一五七五年頃とされていて確定されていない。[8] 父母は上記の通りで、一五九八年にドイツのマールブルク大学に入学し、一五九九年にマギステルの学位を得て帰国し、一六〇四年に郷里ニューチェピンで学校長（skolmästare）になっている。一六〇八年に公爵カール・フィリップの教師となり、一六一二年王室印刷所の校正担当者に就任している。一六二二年五月に王室翻訳者に就任、一六三〇年三月にストックホルム市内に印刷所を設立、印刷活動を行い、一六四五年までに郷里ニューチェピンに戻り、当地で死去した。

ＥＳは市参事の子として国王の好意を受けて成長し、同時に弟の地位からも利を得ていたとされる。ＥＳには三人の女性との婚姻歴がある。マールブルク大学では数学を学んでいる。国王の印刷物の校正者としての職務には必要文献の翻訳が付加されており、主として聖書に関わる図書が対象となっていたという以外は不明確という。同時に、ストックホルム城の書記（slottssekreterare）でもあった。印刷者として関わった書物の量は国内屈指のものであった。ルターに関する著作を多数手がけたことを自ら語っているという。ＥＳの出版活動の目的は、ヨータ王室の初期の大国主義の理念及び教育的理念にあった。ＥＳはドイツと比較して遅れているスウェーデンの状況の改善に力を入れ、翻訳に際して政治・宗教的動機が大きかった。また、グスタフ・アドルフのための学習計画の中で弟の表明した君主と臣下の関係に関する思想にも関心を払っていた。

この経歴からＥＳは王室翻訳家、出版者であるということができよう。資料によると、ＥＳが翻訳、出版した書物は次のようなものである。(9)

① ジェイムズ一世著、国王の贈物、一六〇六年。
② スレイダヌス著、バビロニア・ペルシャ・ギリシャ及びローマ諸帝国の短いが有用な歴史、一六一〇年。
③ ガド著、百年前にラテン語で用意された真実の演説・信頼できる警告、一六一一年。
④ ノルトゥシアーヌス著、キリスト教及び人生の慰めの書、一六一一年。
⑤ （論文集）・我々とカルビニストとの間の四つの論争書に関する基本的防御、一六一二年。
⑥ ウォルフガング・ラトゥケ著、教育方法論に関する報告、一六一四年。
⑦ Ａ・ゲバラ著、廷臣（Hof-folck）の教育、一六一六年。
⑧ パキアーヌス著、政治論集、一六一六年。
⑨ Ｇ・ヴァルト著、裁判の無秩序――附裁判官規則、一六一六年。
⑩ 妊婦のためのキリスト教及び神の祈り、一六一七年。
⑪ ケゲリウス著、十二の魂の観察、一六一七年。
⑫ コグナトゥス著、使用人の義務、一六一七年。
⑬ フッテルス著、神学教科書、一六一八年。
⑭ 神は何故祖国、都市及び人民を絶えず苦しませるのか、一六一八年。
⑮ マグヌス著、スヴェア及びヨータの年代記、一六二〇年。
⑯ ネアンデル著、人の鑑、一六二二年。
⑰ サクセ著、キリスト教少年少女の貞淑、一六二二年。
⑱ コミネス著、フランス王ルイ十一世とブルグンドのカール大公の間の重要な記録に関する基本的な記述、一六二四年。
⑲ リヴィウス著、ローマ帝国の歴史、一六二六年。
⑳ ウセリンクス著、商業契約に関する詳論、一六二六年。
㉑ メンツェル著、わがキリスト教の四つの神の教え、一六二六年。
㉒ クリューゲル著、魂の祈り、一六二六年。
㉓ ミュラー著、スウェーデンのヨーハン三世、ポーランドのステファニ・バトーリ王及びモスクワのイワン雷帝のスウェーデンにおける治世の考慮すべき事項、一六二九年。

㉔ ゲバラ著、宮廷生活に関する高貴で輝かしい論文、一六二九年。
㉕ ロペルス著、ラニエナ・パスバルセンシス、一六二九年。
㉖ カスマン著、死に対抗する魂の武器倉、一六三四年。
㉗ オシアンデル著、キリスト教会史、一六三五年。
㉘ ドンレトゥル著、ローマ教会の恐ろしい迫害と宗教改革、一六三七年。
㉙ 二つの有用な小論、一六三八年。
㉚ アルベルティーヌス著、Hortulus muliebris quadripartitus、一六三八年。
㉛ パピストに対するイングランド国王の布告、年記載なし。
㉜ 十字学校、十字架について、一六三七年。
㉝ コメニウス著、母親について、一六四二年。
㉞ モレルス著、福音主義の実際、一六四三年。
㉟ ベイリィ著、敬虔主義の実際、一六四三年。
㊱ オロフソン著、歴史的関係―クリスチャン二世について、一六四四年。
㊲ アレンツ著、天国楽園、一六四六年。
㊳ フニウス著、キリスト教の教えの抜粋、一六四七年。
㊴ カリオ著、カリオの年代記、一六四九年。
㊵ ヒルデブランド著、自然の魔術、一六五〇年。
㊶ モルネイ著、人間の生涯と隠退、一六三九年。

以上四一の書籍がドイツ語、英語、ラテン語等から翻訳されている。そして、これらをESが翻訳、出版を行う際弟JSの指導的な援助を受けたと推測されている。[10]

この伝記事項の著者は、[11]これらの翻訳書の概要を記しているが、[12]それを元に標題を参照して筆者なりに整理してみると下記のような分類ができる。

（A） 君主と臣民の関係にかかる教育的著作

ジェームズ一世の著書（①）、ゲバラの著書（⑦及び㉔）、パキアーヌスの著書（⑧）及びコミネスの著書（⑱）。この中の⑧は王権神授説と国法との関係を⑱は権力の分立を扱っているという。

（B） 歴史・政治に関するもの

スレイダヌスの著書（②）、ガドの著書（③）、ヴァルトの著書（⑨）、マグヌスの著書（⑮）、リヴィウスの著書（⑲）、ミュラーの著書（㉓）、ロペルスの著書（㉕）、オロフソンの著書（㊱）及びカリオの著書（㊴）。この中ロペルスの著書はパセウァルク（Pasewalk）における圧政と破壊を扱っているという。[13]

（C）　宗教書

ノルトゥシアーヌスの著書（④）、⑤の宗教論争にかかる論文集（⑤）、妊婦のためのキリスト教及び神の祈り（⑩）、ケゲリウスの著書（⑪）、フッテルスの著書（⑬）、神は何故祖国、都市及び人民を絶えず苦しませるのか（⑭）、メンツェルの著書（㉑）、クリューゲルの著書（㉒）、カスマンの著書（㉖）、オシアンデルの著書（㉗）、ドンレトゥルの著書（㉘）、パピストに対するイングランドの布告（㉛）、十字架について（㉜）、モレルスの著書（㉞）、ベイリィの著書（㉟）、アレンツの著書（㊲）及びフニウスの著書（㊳）。

（D）　教育書及び一般に有用な小著書

ラトゥケの著書（⑥）、ケゲリウスの著書（⑪）、コグナトゥスの著書（⑫）、ネアンデルの著書（⑯）、サクセの著書（⑰）、ウセリンクスの著書（⑳）、二つの有用な小論（㉙）、アルベルティーヌスの著書（㉚）、コメニウスの著書（㉝）、ヒルデブランドの著書（㊵）及びモルネイの著書（㊶）。

以上のように、各書物の内容は、標題からみて宗教書、教育書、歴史書が主たるもので、法律書とみられるものは、ドイツ語から翻訳された「裁判の無秩序」（⑨）[14]のみである。この書物も後に見るように裁判所に悪魔が入り込んでいるという内容で、宗教書に近い雰囲気のものである。裁判官規則は「裁判の無秩序」の付録としてその末尾に添付されていた。規則の内容は、一七三四年の王国法典[15]に採録され、現在までほぼ継続して同法典の一部として印刷されているものとほとんど同じで、表現が現代的になっているだけである。これをどこからＥＳが採録したかは、筆者の許には何の情報もない。

この規則から出発して、裁判官規則のペトリによる原典を探索したのがアルムクィストの一連の研究[16]であり、それを当時の訴訟の状況に関係付けて調査したのがシュミットの研究[17]である。ペトリの裁判官規則の独訳は、シュミットの研究書の中に掲載されている[18]。

## 二　ヨーハン・シュロデールス

二人目のシュロデールスはＥＳの弟である。その氏名はシュッテ（Johan Skytte）として知られている。しかし、この名前は貴族に列せられてからの名前であり、それ以前はヨーハン・シュロデールス[19]と称していた。父母はＥＳと同じである。しかし、実父はカール九世であるとの噂があ

るという。[20] 兄との関係で、弟についても簡単に紹介しておきたい。

ＪＳは、一五七七年に生まれ、一六四五年に死去している。ＪＳは生地ニューチェピンで最初の教育を受け、次いでストックホルムにヨーハン三世の設立した大学で学んだ。当時の著名人の多くはこの大学で学んでいた。この後マールブルク大学に学び、[21] 三年後にフランクフルト・アム・マインに移った。ここで、ＪＳは当時パリ大学で行われていたアリストテレスの批判者ピエール・ド・ラ・ラメの哲学[22]（ラミスム）について知識を得た。ラテン語、数学に優れ、世界情勢について広範な知識をもち、弁論の能力にも優れていた。

スウェーデンに帰国した後、グスタフ・アドルフの教師となり、王室の子弟はＪＳとその監督下にあった者の指導を受けたとされる。[23] 一六〇五年に貴族に列せられ、シュッテ（Skytte）と改名した。[24] この時から終生シュスト及びトゥナレンスの農村裁判所（häradsrätt）の所長を務めている。[25] その他、政府の閣僚（Sekreterare i Riks-Cancelliet）など要職につき、デンマーク、オランダ、イングランドなど各国に派遣されるなど欧州における外交の舞台でも活躍している。[26] 国の財政も任されている。[27] 政治家としては、シュッテ党という党派を結成して活動している。[28]

法律家としては、一六〇八年に MEStL の注釈書[29]を書き、法律学者としての地位を不動のものにし、一六三四年には新設のヨータ高等裁判所の長官に就任している。[30] MEStL の注釈書はペトリの裁判官規則に基づいて書かれているという。[31] また、ウプサラ及びドルプト両大学の学長を務め、自費で教授を増員するなどその発展に尽している。[32] ラミスムの立場からウプサラでアリストテレス批判も行っている。[33] 更に、フィンランドにおけるラップ人の教育にも意を用いている。[34]

しかし、筆者の参照し得たシュッテの伝記記録にはこの兄弟の関係に関する記述を見つけることはできなかった。

## 三　裁判の無秩序

規則は、「裁判の無秩序」の付録として印刷されている。このドイツ語原書を筆者は目にしていない。スウェーデン語に翻訳されたもののコピーをストックホルム大学のスベリ教授のご好意で入手した。[35] それに従い、その内容を紹介する。

ホルムベック[36]によると、本書のドイツ語の原典は、一五

八八年にフランクフルト・アム・マインで「裁判所の無秩序（Gerichtsunordnung）」という書名で出版されたものである。その初版は、一五八〇年に聖ガレンにおいてドイツ人の法律家で医師でもあるアム・ヴァルド（Georg Am Wald）が公にした「裁判所の悪魔（Gerichtsteuffel）」であり、この中で悪魔が裁判官、原告、被告、弁護士、検察官、証人等を通して、裁判所に無秩序と破壊をもたらしていることが書き記されている。この書物をストックホルム城書記であったESがスウェーデン語に翻訳して一六一六年に出版し、当時新設のスベア高等裁判所に献呈したものである。原書には、本文の他に付録としてドイツの訴訟手続きの概要が付されていたが、これをスウェーデンの読者には興味のないものとしてESは翻訳をせず、それに対応するものとして、当時一般的にKrLLに含まれていたスウェーデンの裁判官規則が付録として付加された。

書物は、四部構成で、目次はついていないが、

第一部　裁判官について
第二部　原告及び被告について
第三部　法律家、弁護士、検察官について
第四部　証人について
付　裁判官規則

となっている。[37] 出版年は一六一九年、第二版である。印刷にはゴシック体の活字が使用されていて、非常に読みにくい。また、筆者の中世スウェーデン語能力から完全に読みこなすことは不可能であり、理解し得た範囲内で内容の概略を紹介しておきたい。

まず、最初に表紙の標題の下に主題が次ぎのように述べられている。[38]

「本書においては次のことが扱われ、述べられている。邪悪なる悪魔が、いかにして裁判官、原告及び被告、弁護人、検察官、証人並びにその他の同様な訴訟関係人を通して、くちばしを突っ込み、多数の混乱、無秩序及び不和を裁判所の中に生じさせているか。そして、その際、キリスト教教育に向けて、どのように人々がその召命及び職務とすべての機構の状況の中で働き、かくて法及び正義を促進し、力を得ているか。ひとつの警告として。ストックホルム城の書記、エーリコ・シュロデーロにより新たに翻訳された。末尾にスウェーデンの裁判官規則が挿入されている。これは一般に法律集の中に書かれているものである。」

つづいて、第一部は裁判官の心構えについて述べており、[39] 前文で要約次のように述べた上で、二五の項目を掲げてい

る。

平和、法律及び法を維持することが裁判官その他の役人の職責であり、裁判官がその職責を勤勉、真摯かつまじめに果たす場合は問題ないが、何人かの裁判官がその職務を怠けたり、信じられないような行動を取って、貧者を苦しめ、圧迫し、自らの行った宣誓と義務とをいかに守っていないかという事実も我々は見ている。しかし、正義の存在しないところには、真実の裁判官も存在せず、王国、農村及び都市の統治は必然的に荒廃し、劣化する。裁判官は善良な人々を守り、反逆的で邪悪な者を処罰しなければならない。これが裁判官法規及び訴訟法規の唯一の目的である。裁判に当たっては、身分の上下、貧富の差と無関係に、また友と敵の区別もなしに、判決しなくてはならない。贈物を受けてはならず、これらに反する偽りと不正な裁判官には罰が下り、天国と永遠の生命を受けることができなくなる。

二五の項目を列挙すると次のようになる。[40]

(01) 裁判官は主なる神を畏れなければならない。

(02) 裁判官は学殖がなくてはならない。法律及び法に通暁し、経験をつんでいなければならない。

(03) 裁判官は、多くの事柄の中に身をおき、実行し、経験をつんだ、知識と理解力のある者でなくてはならない。

(04) 裁判官は、神の言葉と書かれた法（成文法）に従って裁判しなければならない。裁判官は、自らの恣意によらず、法に従って裁判しなければならない。

(05) 裁判官は、不安定で弱々しいものであってはならない。裁判官は、法と規則のみを執行し、また明確で重要な原因以外は、何物も原因として軽はずみに変更を行うことがあってはならない。

(06) 裁判官は、臆病であってはならない。神以外の何物も恐れてはならない。何故ならば、裁判官は人の判決ではなく、神の判決を行うからである。

(07) 裁判官は、怒りから判決をしてはならない。

(08) 裁判官は、憎悪や羨望から判決をしてはならない。

(09) 裁判官は、好意、愛情、友情から裁判してはならない。

(10) 裁判官は、願望や涙によって、自らを弱め、不正義を許してはならない。

(11) 裁判官は、賄賂や贈物に対して貪欲になり、金で自らに叛いてはならない。

(12) 裁判官は、人を外見で判断してはならない。自国

人にも外国人にも、また富者にも貧者にも同様に法を公平に用いなければならない。

(13) 裁判官は、訴訟関係人に快く接し、富者貧者の区別なく、その主張を聞かなければならない。

(14) 裁判官は、当事者双方を同じように聞き、判決を性急に下してはならない。

(15) 裁判官は、事件を精査し、熟慮した上で判決しなければならない。

(16) 裁判官は、自分の仕事を怠けてはいけない。事件を迅速に処理し、余計な費用負担を当事者に強いてはならない。

(17) 裁判官は、ワインを飲んで判決してはならない。

(18) 裁判官は、刑罰を受けないような生活をし、美徳を持たなければならない。そして、自分ができないことを他人に命令してはならない。

人民と国土とを支配する権力と暴力とを神から与えられた君主は、自分の大臣と相談の上、正直に、キリスト教的に行動し、統治しなければならない。

(19) 裁判官は、頑固で強情であってはならない。自分の欠点を知り、修正しなければならない。

(20) 裁判官は、当事者を和解させ、親切心をもって熱心に仕事をしなければならない。

(21) 裁判官は、法律をよく知っている人と相談し、その意見を求めなければならない。

(22) 裁判官は、自分の事件の裁判官になってはならない。

(23) 裁判官は、敬虔で罪のない者を守り、強欲でよこしまな者を罰しなければならない。神は、無罪の者とひとしく有罪の者を処罰しないことを許しているが、これは、無実の者が刑罰を受けないようにするためである。[41]

(24) 裁判官は、正しい時に刑を宣告しなければならない。

(25) 法は人間のためにある。人間が法のためにあるのではない。裁判官は法律を衡平・平等に従い解釈しなくてはならない。衡平を重視しなければならない。[42]

「最大の法は最大の不法である。」

第二部では、原告、被告について下記のように述べている。[43]

地上世界は吾と汝の世界である。この対立がなければ争いは起こらず、世界は常に平和である。しかし、吾と汝の存在する限り争いは不可避である。悪によって人は

自分の名誉や評判を傷つけられて怒り、ここから、一方が他方に法を要求する事態が生じる。しかし、キリスト者にとっては争いそのものが過誤である。

これを前提に、下記の五点が指摘されている。

(01) 原告も被告も真によい事案（請求）をもつこと。しかし、実際には逆のことがある。法にも理由（衡平）にも反して他人を訴える者がいる。裁判官、弁護士、検察官を金銭その他で汚す者がいる。原告が偽りの不法を支持する証人をたてて、義務なきことを被告に実行させようとしたり、詭計を用いてはいけない。

(02) 原告被告は、宣誓を行い、隠し事をせず、何事も報告すること。

(03) 自分の事件の助けになるのに関わること以上のものを提示したり、提示しようとしてはならない。勝つために贈物や補助金が頻繁に当事者から提供されているのが実際であるが、これはやめなくてはならない。

(04) 当事者は、理由や証拠について詭計や詐欺行為を行わないことを宣誓しなくてはならない。書記官を通して屡々偽の道具が作成され、裁判所に提出されている。同様なことは証人についても行われているが、これをしてはならない。

(05) 事件の実施延期を要求しないことを宣誓しなければならない。当事者は、裁判所に事件が長く係属するように、法律家や検察官に贈物をすることがよく行われているが、これをやめなければならない。

第三部では、法律家、弁護士、検察官について左記のように述べている。

法律家は悪しきキリストという言葉があるが、これは誤りで、正しくは法律家は良きキリストである。正義を認め、それに反する行いをしないのが法律家であるからである。それ故、彼は悪しき法律家ではなく、また悪しき法律家とよぶことはできない。しかし、逆にこれとは異なった行いをする者は、法律家ではなく、偽法律家であり、ごろつき、詐欺師、悪しきキリストである。

これが前提で、以下悪しきキリストである偽法律家について次のように述べる。

(01) 口舌のみ発達していて、華やかな言葉を用いて知識を悪用し、善を悪に悪を善にいいかえる。能力の水準が低いほど、尊大な態度を取る。

(02) 金銭によってすべてを決する者がいる。お金の音

がすれば雄弁家キケロも沈黙すると述べられる。

(03) 人々の間に亀裂と不和をもたらす偽法律家、和解しようとしている当事者を燃え立たせる。

(04) たいした原因も理由もなしに訴訟を遅延させたり、変更したりする法律家がいる。これにより訴訟費用は高騰し、法律家は多額の報酬を受ける。しかし、それで全世界をえたとしてもそれが何だろうか。彼は法を処理したわけでもない。彼の心は危険に曝されている。むしろ、悪魔と取引しないように宣誓させなければならない。

(05) 悪しき法律家は、人が不正な訴訟をしているのを知る。しかし、そこで彼は、その訴訟を勝ち取ろうとする。それは、彼が悪を善に、善を悪にひっくり返せるからである。ひどい場合には敵方に立つこともある。そうして正義に反することを行う。勝つためには手段を選ばないのである。

(06) 法律家は、単語や文書など意味不明あるいは二義的で、翻訳の必要なものを勝手につくり、新たな議論を引っ張り出す。そして、主要な争点を脇にどかしてしまう。単なる単語の羅列を用いて、裁判官に判決のしようがないようにしてしまう。

このような偽の技術、実務、詭計及び詐欺を使って、毎日仕事に励み、相手方（被告）や裁判官だけでなく、自分の顧客さえも苦しめ困惑させている。それ故、こうした悪しき法律家を追放して、裁判所を不和と不一致から秩序のある楽しい場に変えることが必要である。

第四部では証人について、偽りの証人が数多くいるという実際を悪魔の仕業とし、下記の四点を指摘している。[45]

(01) 偽りの証人を神とその命令に反するものとし、裁判官は綿密な調査により、偽りの証言を見分ける必要があるとする。

(02) 偽りの証人と証明から離れ、証人は真実を語ることを避けてはならない。

(03) 裁判官を偽りの証言で偽りの不正な判決に導いてはならない。

(04) 偽りの証言によって損害と苦痛を受ける者に対抗してはならない。それにより名誉、財産及び生命を失った者は多い。

以上、紹介がかなり長くなったが、叙述には随所に外典を含む旧約及び新約の聖書、ギリシャ・ラテンの古典（プラトン、アリストテレス、キケロなど）、アウグスティー

ヌスなどキリスト教の聖人並びにローマ法などから大量の引用が行われている。[46]

## 四　裁判所の無秩序の著者について

本書のドイツ語原書の著者については情報が乏しい。訳本の表紙には著者名が Georgij am Waldt/Juris Licetiati, Phil. & Med. utriusq; Doctoris と記されている。

筆者の参照し得た記録によると、ヴァルドは一六世紀に活動していた人物であるが、生没年は不明。法学と医学を修め、一種の万能薬を開発して成功を収めたと記されている。[47]

## 五　裁判の無秩序と裁判官規則との関わり

訳者シュロデーロは、以上紹介したヴァルドの著書に重要性を感じて翻訳を行ったものと思われる。これに関連して当時のスウェーデンの法律状況について見ておきたい。スウェーデンでは、宗教改革をはさんでローマ・カトリック法からの脱却が行われ、欧州との文化的連絡の断絶があった。カノン法に代わったのは聖書そのものであったという。[48]つまり、聖書そのものが法律になったのである。[49]

当時神聖ローマ帝国では、帝国最高裁判所（Reichskammergericht）の成立によって、裁判機構が中央集権化され、帝国内の政治的分裂にも拘わらず、帝国内の紛争は武力でなく法律によって解決されていた。別の表現を用いれば、ドイツに司法国家（Justiz-staat）が成立し、これが欧州他国の模範となっていた。[50]かくて、大学の法学部と裁判所の専門家とがドイツ・ローマ法というべきものを形成した。カロリナ刑法典の成立もこの頃の出来事である。[51]

スウェーデンは、カール五世の宮廷からピヒィ（Konrad von Pyhy）を大法官として招き、法制度の整備を図り、この影響下にグスタフ・ヴァサの政権は最高裁判所と最高行政府とを兼ねる Regementsråd（統治府と訳すべきか）を創設した。[52]

ペトリが裁判官規則をまとめたのも丁度この頃に当たっている。裁判官規則と同様のものは、いわゆるブロカード（Brocard）としてデンマークでも同じ頃にまとめられている。ブロカードとは、主としてローマ法からの法原則の抜粋で入門書的な意味合いをもつものである。[53]

以上は、スウェーデンの二人の法制史学者の著書から抜書きしたものであるが、これらの生じたのが十六・十七世

紀のことである。これをスウェーデンに焦点を合わせて年表にしてみると左記のようになる。[54]

一四九五　帝国最高裁判所（神聖ローマ帝国）の創設。司法国家の誕生。
一五一七　ルターの宗教改革
一五二三―一五六〇　国王・グスタフ・ヴァサ（Gustav I. Vasa）この頃（一五二〇年代）ベトリ著、MEStL 注釈。
一五二七　スウェーデン宗教改革。国王が教会の首長となる。
一五三二　カロリナ刑法典制定。
一五三四　ヘンリー八世が英国教会の首長となる（英国宗教改革）。
一五三八　ドイツを模範として統治府創設。この頃裁判官規則をペトリがまとめたとされる。
一五五二　オラウス・ペトリ死去。
一五六〇―一五六八　国王・エーリック十四世（Erik XIV）
一五六一　最終審級として王室最高委員会（Konungens höga nämnd）創設（エーリック十四世の在位中）
一五六八―一五九二　国王・ヨーハン三世（Johan III）
一五七五頃　エリクス・シュロデールス出生
一五七七　ヨーハン・シュロデールス（シュッテ）出生
一五八八　「裁判所の無秩序」原書（第二版）の出版。
一五九二―一五九九　国王・シグムンド三世ヴァサ（Sigmund III. Vasa）
一五九九―一六一一　国王・カール九世（Karl IX）
一六〇二　MEStL 及び KrLL の改正提案（Rosengrensk förslag 他）。
一六〇七　地方法典（Upplandslagen と Östgötalagen）の印刷
一六〇八　KrLL の印刷。シュッテによる MEStL の注釈。
一六〇九　地方法典（Hälsingelagen）の印刷。これら印刷された法律には国王の布告文が付され、モーゼの十戒が付録として付された。
一六一一―一六三二　国王・グスタフ二世アドルフ（Gustav II. Adolf）
一六一四　スベア高裁（ストックホルム）の創設。
一六一四　訴訟手続規則（Rättegångsordinantia）制定。
一六一五　訴訟手続規則（Rättegångsprocess）制定。
一六一六　「裁判の無秩序」スウェーデン訳の出版。
一六一八　MEStL の印刷。
一六二三　オーボー高裁創設。
一六三〇　ドルプト高裁創設。
一六三二―一六五四　クリスティーヌ女王

一六三四　ヨータ高裁創設。

このように、当時はスウェーデンの近代的な司法制度、法律学の創生期に当たっていたと考えられ、ドイツの体制の参照とともに、自国の伝統の確認が行われた。ＥＳが自己の翻訳に裁判官規則を付録につけたという事実とこれとが関連していたように思う。また、裁判官規則出版の八年前にMEStLの注釈を公にした弟の影響もあったかもしれない。

裁判官規則（以下規則と呼ぶ）と上で紹介したヴァルドの訳書（以下訳書と呼ぶ）とを比較してみると、まず、訳書では訴訟関係人の状況に力点をおいているのに対して、規則は訴訟関係人よりは、法律が法律である要件、訴訟における宣誓、証拠、刑の目的、拷問など実務上の問題に力点を置いている。裁判官についてはどちらも裁判官倫理というべきものを取上げているが、訳書は聖書のほかプラトン及びアウグスティーヌスの名を挙げて、裁判官の役割、その職務の必要性及び裁判官の資質の重要性に言及している。そして、「平和、法律及び法、並びによき政治を維持する」[55]ことが裁判官その他の役人の役割であることを明確にしている。裁判官が人々に公平に、真剣に、贈物を受けずに自己の仕事をすべきことと、これに違反した場合に神の罰が加えられることを繰返し強調し、裁判官に人を超える資質を求めているように見える。[56]これに対して、規則は、表現が簡潔で、裁判官職が神に属することと、裁判官の行うことは、神の行うことを神に代わって行うこととが強調されると同時に、裁判官にも誤りのあり得ることを受容れており、裁判官を人として見ていることが窺われる。[57]

訳書は、それらの人々の態度や行動に悪魔が入り込んでいるという視点から構成されているのに対して、規則は、裁判官倫理及び法の在り方や訴訟事件の処理原則に重きを置いているということができる。

以下相違を列挙してみると、訳書は、裁判官に関する事項、原告及び被告に関する事項等、訴訟関係人の地位ごとに記述がまとめられているが、規則にはこうしたまとまりはない。アルムクィストによると、規則の内容は、漠たるものであり、それは、様々な部分が異なった角度から集積されたからであるとされる。[58]その構成は下記のように分析されている。[59]

前文及び第一から第五まではペトリの説教、

第六から第二五までは短い法諺、

第二六はペトリの説教、

第二七から第三四までは宣誓（Ed）、

第三五及び第三六は証拠評価・証明と犯罪行為、
第三七は証人の証言、
第三八は拷問、
第三九は上訴、
第四〇から第四二までは短い法諺、そして
第四三はエピローグとペトリの詩の一節。

次に、訳書は主張の典拠を細かく引用しているが、規則はそうした引用を一切行っていない。[60] むしろ、作者によって十分咀嚼されたことがらを簡潔に表現しているということができる。特に、規則第一から第五まではペトリの説教と深く関わっていることが指摘されており、中でも規則第三は、「また同様に、裁判官は、裁判官の職務が一般の人々の最善のために定められているのであって、自らの最善のために定められているのではないことを、それ故に、裁判官は、その職務を一般の人々の利益のために用い、自らの利益のために用いるべきではないことを、なおまた、その職務が正しく用いられたときには自らの利益にもなることを、熟考しなければならない。されば、裁判官は、その職務によって一般の最善を求めるべきであって、自らの最善を求めるべきではない。何となれば、裁判官は、一般の人々のために存在するのであって、一般の人々が裁判官のために存在するのではないからである。」と規定している[61]が、これはペトリが国王グスタフ・ヴァサの戴冠式の際にウプサラ大聖堂で行った説教の内容と酷似していることが指摘されている。[62] この意味で規則は極めて個性的でインパクトの強いものである。

## 結　語

本稿では、裁判官規則の最初の印刷に関わったシュロデールスとその弟に焦点を合わせて、筆者の手許の資料により、規則のもつ意味に迫ろうとした。

筆者の意図が十分に達成されたかどうかは分からないが、スウェーデンの法制度の特徴と裁判官規則とは深い関係にあるということが、我々日本の研究者の目にも明らかになったと思う。

筆者が第一稿で概観したように、裁判官規則の問題領域は非常に広く、また深い。それと比較して筆者の能力は余りにも不充分である。これを自覚しながら、引続き筆者の能力と相談しつつ、研究を進めていきたい。多数のご指摘を頂ければありがたく思う。

（1） 法学研究七一巻一〇号、九五頁以下（以下、坂田、平成一〇年として引用する）。及び同七四巻一一号一四三頁以下（以下、坂田、平成一三年として引用する）。

（2） 坂田、平成一〇年、一〇一頁注(10)参照。なお、同九七頁上段右から三行目末尾の「上記の」を削除する。

（3） Almquist, Jan Eric: Domareregler från den yngre landslagens tid, Andra uppl., Almqvist & Wiksells, Uppsala, 1951（以下 Almquist 1951 として引用する。）, ss. 5f.

（4） Schroderus, Ericus Benedicti, c. 1575–1647. シュミット及びアルムクウィストは、その論著（Schmidt, Gerhard: Die Richterregeln des Olavus Petri, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen, 1966〈Schmidt 1966 として引用する。〉及び Almquist 1951）の中でヴァルドの著書の翻訳者としてこの名を挙げている。

（5） Schroderus, Johan Bengtsson (1604 adlad Skytte), 1577–1645.

（6） borgmästare この職位は市参事であると同時のその地域の裁判官である。Hasselberg, Gösta: Kompendium i svensk rättshistoria, Juristförlaget, Stockholm, 1989, s. 55. 該当部分を翻訳すると、「都市には、中世に発達した、市政を統括する参事〈borgmästare〉及び判事〈råd〉による特別な地方統治組織がなお生きていた。」（原文は、I städerna levde den under medeltiden utvecklade särskilda lokalförvaltningen vidare med borgmästrare och rådmän som styrande.）MEStL の Konungsbalken にこれに関する規定がある。（Holmbäck, Åke & Wessén, Elias, Magnus Erikssons Stadslag i nusvensk tolkning, Lund, 1966, ss. 3f., 17f. cf.）

（7） 父は Bengt Nilsson Skräddare、母は Anna Andersdotter。なお、資料としては Svenskt biografiskt lexikon, Nilzén, Göran red., 154, Stockholm, 2001, ss. 612–616.（SBL と略す）を使用する。

（8） SBL., s. 612. 以下の経歴もこれによる。

（9） SBL., ss. 614–616. この記載は詳細を極めるが、本稿では最小限の記述に止め、邦訳のみを示し、原語は省略した。補注参照。

（10） SBL., s. 612.

（11） Anders Burius、筆者には不明。

（12） SBL., ss. 612–614.

（13） 筆者には不明。

（14） G am Waldt [von Wald/Amwald]. Rättegångsoordning, hvarutinnan förhandlas och tilkenna giffs, huru then ledhe Sathan igenom dommarenar, kärande och svarande, advocaterne, proces-

satorerne, vitnen och andre slijke rättegångs personer, vnderstundom stichtar och åstadkommer mycken oreda. [Sthlm] 1616. 4:o. (8). 88 s. [S 75–88: Några almenneliige regler, ther en domare skal sigh aldeles effter rätta (tilskr Olaus Petri, här 1. ggn tr).] På nytt öffuerseed och publ [Sthlm] u å [föret undert 1619]. D:o Sthlm 1619. 92 s. [S 76–92. Några…] (SBL., s. 614.)

〈同右翻訳〉

G・a m・ヴァルド［v・ヴァルド／アムヴァルド］裁判の無秩序、この中では、どのように悪魔が裁判官、原告、被告、弁護士、検察官、証人及びその他の同様な訴訟関係人を導き、時には、多くの不正直を突っつき、生じさせているかが取扱われ、暴かれている。［ストックホルム］一六一六年。フォリオ四つ折（八）、八八頁。［七五―八八頁、裁判官が完全に従うべき若干の一般的規則（オラウス・ペトリに帰せられる。本書で初めて印刷°）°］新たに見なおして出版［ストックホルム］同年［一六一九年刊行］。同名、ストックホルム、一六一九年、九二頁。［七六―九二頁、若干の…］。以下、Wald, Oordning 1619 として引用する。

(15) Sveriges Rikes Lag Gillad och Antagen på Riksdagen Åhr 1734. Rättshistoriskt bibliotek, Bd.37, Nordiska bokhandeln, Stockholm, 1984, ISBN: 91–85190–27–6 として復刻されている。裁判官規則はその三八三～三九八頁に掲載されている。

(16) Almquist 1951.

(17) Schmidt 1966.

(18) Schmidt 1966, ss. 39–50. 筆者はペトリの規則とシュロデーロの付録の規則とを前稿で比較翻訳している。坂田、平成一〇年。

(19) Johan Bengtsson Schroderus. 以下 Biographiskt lexicon öfver namnkunnige svenska män, Bd. 15, Upsala, 1848, ss. 4–14（以下 BL として引用する°）による。Inger, Göran: Svensk rättshistoria, 2:1 uppl., Liber, Lund, 1983（以下 Inger 1983 として引用する°）, s. 67. Modéer, Kjell: Historiska rättskällor, Nerenius & Santérus, Andra uppl., 1997 (Modéer 1997 として引用する°), ss.77f.

(20) BL, s. 4.

(21) マールブルク大学在学は一五九九年より一六〇〇年までの二年間である。Almquist, Jan Eric: Svensk juridisk litteraturhistoria, Norstedt, Stockholm, 1946, s. 20.（Almquist 1946 として引用する°）なお、この資料にはESに関する記述はない。

(22) Pierre de la Ramée (1515?–1572. ラテン語で

Petrus Ramus)。"Everything Aristotle has said is wrong (false)"「アリストテレスの言ったことはすべて間違いである。」という言葉でスコラ学に挑戦した、宗教改革とも関わるフランスの哲学者（http://www.answers.com/topic/petrus-ramus 及び http://plato.stanford.edu/entries/ramus/ による。）。改革派に属する。渡邊一夫、渡邊一夫著作集第三巻、ルネサンス雑考（上巻）、筑摩書房、昭和四五年、六〇～六五頁参照。これに関し、友人井村順一教授のご教示に心から謝意を表する。

(23) BL., s. 5.

(24) Almquist 1946, s. 20 では一六〇四年となっている。Skytte の名は途絶えていた母方親族の名を引継いだもの (BL., s. 6.)。

(25) Häradhövding i Tjust och Tunaläns härad (Almquist 1946, s. 20.)

(26) BL., ss. 6–8.

(27) BL, s. 7.

(28) Skytteanska ligan という。BL, s. 8.

(29) Kommentar till stadslagen, 1608. 一九〇五年に E・ヴォルフ（E. Wolff）により印刷されるまで、写本しか存在しなかった。Almquist 1946, s. 20 によると、この著書は、MEStL の国王法典、婚姻法典、相続法典、土地法典、建造物法典及び訴訟法典に関する未完のもので、後にオロフソン（Hans Olofsson）の手で完成された。しかし、彼の執筆部分は一六〇〇年代を通して重視され、版を重ねたという。この書物でペトリの裁判官規則が初めて引用され、以後様々な形で引用されるようになったという（Almquist 1951, s. 10.）。

(30) ヨータ高等裁判所長官就任（一六三四年）の記事は、ＪＳがウプサラ大学の再建に力を尽したこととともに BL, s. 11 に記載されている。

(31) Inger 1983, s. 67.

(32) BL, s. 11.

(33) BL, s. 12.

(34) BL, s. 12.

(35) 書名は裁判の無秩序（Rättegångs Oordning）。表紙に内容の要約がある。注(14)参照。以下 Am Wald, Oordning 1619 として引用する。

(36) Holmbäck, Åke: Våra domarregler, Festskrift tillägnad Axel Hägerström, Almqvist & Wiksell, Uppsala & Stockholm, 1928（以下 Holmbäck 1928 として引用する。）, ss. 266f.

(37) インターネットからの情報によると、この書物の内容は、ホルムベックの記載と変らないが、記述は無味乾燥で、表面的なものと批判されている。注(47)参照。

(38) Am Wald, Oordning 1619, 表紙。

(39) Am Wald, Oordning 1619, ss. 1–4.

(40) Am Wald, Oordning 1619, ss. 4–48.

(41) Satius est impunitum relinqui facinus nocentis, quàm innocentem damnari. (It is better to permit the crime of a guilty person to go unpunished than to condemn one who is innocent. Digesta 48. 19. 5pr.) がラテン語で引用されている。英文は Scott, S.P., The Civil Law, Reprint of 1932 ed., AMS Press, 1973, Vol.11, p.110. による。

(42) ここでは、キケロの Summum jus, summum injuria. (The highest right is the utmost injury.) の他、学説彙纂より In omnibus quidem, maxime tamen in jure æquitas spectanda est. (In all affairs indeed, but especially in those that concern the administration of justice, equity should be regarded. Digesta, 50.17.90.) 及び In ambiguis orationibus maxime sententia spectanda ejus est, qui eas protulisset. (In ambiguous expressions, the opinion (or meaning) of the person who made them is chiefly to be regarded. Digesta 50.17.96.) がそのままラテン語で引用されている。英文は Black's Law Dictionary, 8th Ed., Thomson, West, 1999 (以下 BLD と略す) による。

(43) Am Wald, Oordning 1619, ss. 48–62.

(44) Am Wald, Oordning 1619, ss. 62–73.

(45) Am Wald, Oordning 1619, ss. 73–77.

(46) 学説彙纂 (Digesta) から 48. 19. 5 pr. の一部、50. 17. 90. 及び 50. 17. 96. が引用されているのを右記のように確認したが、他にもあると推測される。

(47) http://www.modetheorie.de, Osborn, Max: Die Teufelliteratur des XVI. Jahrhunderts, 1893, 1 (238), 〈Acta Germanica. Organ fuer deutsche Philologie, hg. von Rudolf Henning und Julius Hoffory, Bd. III, Heft 3, Berlin (Mayer & Muller) 1893, 90–331, VI + 236, Reprint: Hildesheim, Georg Olms, 1965.〉, SS. 154–156. による。なお、国会図書館所蔵の Deutscher Biographischen Index, 3, Kumlierte und Erweiterte Ausgabe 8, Tan–Z, K. G. Saur, Muenchen, 2004, ISBN: 3–598–34176–8 (請求記号 GG12–B71) 及び同 Arkiv マイクロフィルム (請求記号 YD5–212) I 1326, 253–254. を参照。また、Schmidt 1966, S. 35 には、Allgemeine Deutsche Biographie I, S. 418, Leipzig, 1875 の参照が指示されている。

更に、http://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/personen/art/Wald_

Georg_am/html/artikel/5749/ca/2d7bc1444e/ によると、生年は一五四〇／五〇年の間、没年は一六〇〇年頃とされており、魔法による発病に効果のある万能薬（terra_sigillata）の発明者とされ、その他に法律的に魔女のテーマを扱った研究者とされている。その研究が本稿で紹介する「裁判所の無秩序」である。

(48) Modéer 1997, s. 68.

(49) Inger 1983, s. 72.

(50) Modéer 1997, s. 68.

(51) Modéer 1997, s.72.

(52) Modéer 1997, ss. 69f., Inger 1983, s. 112.

(53) Modéer 1997, s. 77. BLD, p. 205.

(54) Inger 1983, ss. 72ff., ss. 112ff. 及び Modéer 1997, ss. 66ff. 以下これらによる。

(55) 原文は、Til at holla Fridh/Lagh och Rätt och een godh Politia widh mackt/så äre thesse ämbeter/nemligen Lagman/..../Dommare/...., Am Wald, Oordning 1619, s. 1.

(56) 裁判官規則の古版（坂田、平成一三年、一四五頁以下、一五一頁）参照。

(57) 規則前文は、「しかし、裁判官が正しく判決する意志を有し、法に関する自らの最大の知識に従って細かく調査を行い、なお、自らの無知識のために法を発見できず、虚偽の判決を述べた場合には、その裁判官は、冷酷さからではなく、過失により自らの意志に反して虚偽の判決に到達したという弁解をすることになる。そして、刑罰が科される場合には過失罰金とするべきであろう。」と述べている（坂田、平成一〇年、一〇二頁）。

(58) Almquist 1951, s. 9.

(59) Almquist 1951, ss. 9–11. なお、シュミットは、規則の内容について大要下記のように記している（Schmidt 1966, SS. 36ff.）。規則は、法律学の専門教育ではなくペトリの実務体験に基づいており、その特徴は、裁判官職と訴訟手続の基礎的問題を扱う真摯な姿勢にある。アルムクィストのいうように、規則は様々な典拠からの命題の集積であり、特に、前文より第五までの部分と訴訟法規定とは明かに典拠が異なる。一五〇〇年代から一六〇〇年代のスウェーデンは刑訴と民訴の相違を知らなかったが、それが規則に反映されている。刑事事件に関する規定が多いが、用語に målsägande（被害者）がなく、Åklagaren（検察官）があり、saköre（罰金）が使用されている。また、nämnde（参審員）など農村法（landslag）にかかる事項よりも都市法（stadslag）に関する事項が多い。

(60) ホルムベック（Holmbäck 1928, ss. 271–274.）は、規則の各条項の典拠を詳細に調査し、ローマ法、教会法、

バンベルゲンシス、スウェーデン法命題、証拠規則及び拷問に関する規定を規則が含んでいることを述べ、特に、人々の最善に最大の価値を置くルター派の改革派指導者、ペトリの思想にその特徴を見出している。ホルムベックが法学彙纂からの引用としている規則の規定は、第一四、Digesta 1. 3. 33.、第一八、Digesta 48. 19. 5 pr.、第二〇、Digesta 1. 3. 29.、第二五、Digesta 48. 19. 5 pr.、第三二、Digesta 48. 19. 5 pr.、第四〇、Digesta 50. 17. 10. 及び第四二、Digesta 50. 17. 54 & 120. である。これらにはヴァルドの引用する法学彙纂の規定と重なり合うものがある。ホルムベックは、この他 Institution 及び Codex からの引用についても指摘している。なお第一〇はキケロの引用である。

(61) 坂田　平成一〇年、一〇三頁。

(62) Almquist 1951, s. 9, Holmbäck 1928, s. 277. Petri, Olavus: Samlade skrifter (Red. av Hesselman, Bengt), Vol. I., 1914, ss. 313–329, speciellt ss. 316, 319f.（ホルムベックの引用部分）。

（補注）㊶は㉛と㉜の間に入る。